

# 島田市立神座小学校 いじめ防止基本方針

## 基本方針

- いじめは教育を受ける権利を著しく阻害する人権問題であるという視点のもとに、全教育活動を通して指導していく。
- いじめは、どの子供にも起こり得ることとして捉え、保護者・地域・関係諸機関との連携を取り、社会総がかりで、いじめ問題の克服を目指す。
- 全教育活動を通して、温かな人間関係を基盤として、自己・他者を認め、尊重する心を育む。
- 子供が主体的に学び、わかる授業を実践することで、子供の自己決定力を高め、自尊感情・自己肯定感を育っていく。
- いじめには組織的に対応する。早期発見から対応までを迅速に行い、早期解決につなげていく。

### 【保護者・地域との連携】

- 互いの情報発信・受信の場を設定する。  
『保護者との教育面談、懇談会、民生児童委員・学校運営協議会委員との会合、アンケート、自治会との会合』
- OPTA常任委員会で子供を取り巻く環境・課題について協議するとともに、啓発をし、対応について共通理解する。

### 【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 生徒指導研修会を学期ごと次の4点の内容で行う。
  - ①日常の子供の気になる様子
  - ②Q-Uの結果及び今後の対応について共通理解。(必要な子のカルテ作成)
  - ③生活アンケート結果と合わせ、いじめ防止対策に関する具体的な指導
  - ④いじめに関する職員での研修。 ☆学校評価で見直しをしていく。

### 【関係機関等との連携】

- SCが定期的に全校の様子、気になる子を観察する場を設定し、今後の対応等について助言をもらう。
- 必要に応じSC、SSWrを要請してのケース会議を行う。
- 重大な事態の時は学校運営協議会や市教委との連携を図る。

## いじめ対策委員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 担任 養護教諭

※SC・SSWr ※学校運営協議会委員(※必要に応じて)

## 全教職員

### 【未然防止】

- 自ら考える場を設定した授業づくりを通して、自己決定力を育んでいく。
- 教育活動全体を通し、道徳教育や人権教育、体験活動を推進し、集団の中で自他を認める経験を積み重ねさせる。
- 1年間を通して、自他の良さを認める場を帰りの会や学級掲示などで設定して、自己肯定感を育んでいく。
- コミュニケーションタイムを設定して、個々のソーシャルスキルを身に付け、温かな人間関係を築いていく。
- 教職員は子供たちに公正で丁寧な対応を心掛け、いじめの生まれない環境を作る。

### 【早期発見】

- 学期ごと「生活アンケート」を実施し、子供の悩みの大小に関わらず、担任が面談で全て把握し、更に、全職員で子供の状況を把握する。
- 休み時間や朝、放課後など子供たちに接することで、子供の小さな変化を見逃さないようにし、必要に応じ、隨時、面談をしていく。
- 連絡帳を通し、保護者との双方向で連絡を取れる態勢を日々作っていき、必要に応じて随時面談をする。
- 保健室に来る子供の様子を把握して、情報を全職員で共有する。

### 【早期対応】

- いじめの疑いがある場合、または事実が確認されたところで、いじめ対策委員会を招集し、速やかに対応の検討を行う。
- 情報収集により、いじめの全体像を把握する。
- 問題解決と再発防止に向けて、次の四者に指導・支援を行う。
  - ・いじめられた子
  - ・いじめた子
  - ・周囲の子供たち
  - ・関係保護者
- 被害者、その保護者が安心して学校に来られるように支援を続けていく。

### 【継続支援・重大事態への対応】

- いじめへの早期対応後は、被害者に対し、全職員で目を離さず継続的な支援をする。また、保護者に対しても情報を提供していく。
- 加害者に対しては、子供及び保護者に対し継続的な助言をする。
- 重大事態への対応は、いじめ対策委員会だけでなく第三者にも依頼するなど明確な調査を行い、市教育委員会に報告をする。被害者、及び被害者の保護者に適切に情報を提供すると共に、市教育委員会の助言の下、所轄警察署、カウンセラー等と連携する。